

災害廃棄物安全評価検討会（第5回） 議事要旨

日時：平成23年8月10日（水）17:00～19:30

場所：経済産業省別館 825会議室

出席委員：大垣座長、井口委員、大迫委員、大塚委員、酒井委員、杉浦委員、森澤委員

オブザーバー：経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 塩崎課長

経済産業省 原子力安全・保安院 放射性廃棄物規制課 武山班長

福島県 生活環境部 小牛田次長

独立行政法人原子力安全基盤機構 廃棄物燃料輸送安全部 加藤部長

独立行政法人日本原子力研究開発機構

安全研究センター廃棄物安全研究グループ 木村研究主幹

財団法人日本分析センター 池内理事

財団法人日本環境衛生センター 藤吉常務理事

財団法人日本環境衛生センター 羽染理事

財団法人日本環境衛生センター 河邊理事

環境省：近藤副大臣、南川事務次官、谷津官房長

水・大気環境局 関水環境担当審議官

廃棄物・リサイクル対策部 伊藤部長

廃棄物・リサイクル対策部企画課 坂川企画課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 廣木課長

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 山本課長

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 吉田室長

※会議は非公開で行われ、冒頭の副大臣挨拶は公開された。

議 題

1. 開会

近藤副大臣から挨拶。

2. 福島県内の災害廃棄物の処分方法等について

(1) 放射性セシウムの挙動等に関する検討

ア. 委員から、焼却灰等からの放射性セシウムの溶出挙動に関する検討及び放射性セシウムの土壌に対する吸着効果について説明があった。焼却主灰から放射性セシウムは溶出しにくい、焼却飛灰及びその処理物では溶出率が高い。また、放射性セシウムの吸着能はベントナイトが高いが、蒸留水にセシウム単体を溶かして溶媒とした既往の研究から想定したほどの効果は得られなかった。

イ. 委員から、土壌に対する吸着効果については、安定セシウムの濃度による影響があるのではないかと指摘があった。

(2) 焼却施設における排ガス等の測定結果

環境省から、福島県内の一般廃棄物焼却施設のうち排ガス処理装置としてバグフィルタを設置している施設で、生活ごみの焼却を行っている状態及び災害廃棄物を混焼した状態での放射性物質の濃度を測定した結果並びにその影響について説明があった。

(3) 一時保管後の安全な処分方法等に関する論点（案）

- ア. 環境省から、一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点（案）について説明があった。
- イ. 委員から、飲料水の暫定基準に関する記述は、基準設定の前提条件が異なるので、併せて記載しない方が良いのではないかと意見があった。
- ウ. 委員から 10 万 Bq/kg はどのような根拠から出てきた数値かとの質問があり、環境省から、原子炉等規制法に定める処分の基準が参考となっていること、適切に埋立処分を行った場合に周辺住民の受ける被ばく線量が $10 \mu\text{Sv/year}$ 以下が確認できている数値であるとの説明があった。
- エ. 委員から、10 万 Bq/kg を超える焼却灰も技術的には処分は可能であるが、制度面においては従来の制度と整合性をとる必要があるとの意見があった。
- オ. 福島県から、現実には 8,000Bq/kg 以下のものを埋立処分することについても住民から反対の声がある中で、埋立可能基準の引き上げについて住民の理解を得ることは難しい状況にあること、また段階的に基準が引き上げられると全体が見えないことから、全体の見通しをつけていただきたいとの要望があった。環境省から、8,000Bq/kg 以下の焼却灰の埋立処分が進んでいないことは承知しているが、検討会においては技術的な検討を進め、その検討結果を踏まえ、行政的対応として対処してまいりたいとの説明があった。委員からは、政策とは違う技術的な論点であることを記載していただきたいとの意見があった。
- カ. 委員から、民間業者の記載があるが、民間業者が 30 年以上の長期管理を行うことは難しいのではないかと指摘があった。環境省からは、災害廃棄物は自治体の施設だけでなく民間施設で処理されることもあることから、論点としては整理しておく必要があると説明があった。
- キ. 委員から、分析方法の標準化や分析に当たっての検出下限値の設定等について検討を進める必要があるとの指摘があった。
- ク. 委員から、資料 5 には、即日覆土の要件や、容器の記載部分に排水勾配のことが書かれていないと指摘があった。また、海面埋立てとの整合性がとれていないと指摘があった。

(4) 避難区域及び計画的避難区域における調査

- ア. 環境省から、避難区域内で行った事前調査結果及び今後の調査計画（案）について説明があった。
- イ. 委員から、避難区域内の災害廃棄物は、避難区域内で処理するのか、避難区域外で処理するのか質問があった。環境省からは、検討中であることを説明した。

(5) 災害廃棄物の広域処理の推進

- ア. 環境省から、岩手県における災害廃棄物の放射性物質測定結果と評価及び広域処理における搬出側での確認方法について説明があった。
- イ. 委員から、個別に分析することも重要であるが、すでにあるモニタリングデータや個別の測定結果を参考にエリア分けを行うことで、より合理的に確認する方法があるのではないかと指摘があった。環境省から、まずは安全側を見て丁寧に測定を行い、そこから得られたデータをフィードバックすることで合理化を図っていききたいとの説明があった。
- ウ. 委員から、排出側において丁寧な手順で確認することが重要であるとともに、受け入れ側でのモニタリングが必要であるとの指摘があった。
- エ. 委員から、トレーサビリティの観点から、マニフェスト等による廃棄物の情報管理について質問があった。環境省から、災害廃棄物の広域処分にあたっては、搬出側と受入側の事前の調整が図られており、必ずしもマニフェストは必要ではないとの説明があった。ただし、すでにマニフェストを活用している自治体もあることから、グッ

ドブラクティスとして紹介をしていきたいとの説明があった。

- オ. 委員から、飛灰の放射能濃度の予測方法が保守的すぎるため、基本シナリオと変動要因を考慮したシナリオを記載するべきではないかとの意見があった。環境省から、データの蓄積に応じて、より合理的な方法を今後検討していきたいとの説明があった。別の委員から、廃棄物の組成について実態を正確に把握することが困難であることから、他の項目で保守的に予測する今回の方法を支持するとの意見があった。
- カ. 検討会で、「災害廃棄物の広域処理の推進について」が了承された。

- 資料 1 災害廃棄物安全評価検討会 出席者名簿
- 資料 2 第 4 回検討会議事要旨
- 資料 3 - 1 焼却灰等からの放射性セシウムの溶出挙動に関する検討
- 資料 3 - 2 放射性セシウムの土壌に対する吸着効果
- 資料 4 福島市の焼却施設における排ガス等の測定結果について
- 資料 5 一時保管の後の安全な処分方法等に関する論点整理（案）
- 資料 6 避難区域及び計画的避難区域における調査について
- 資料 7 災害廃棄物の広域処理の推進について

- 参考資料 1 福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管
- 参考資料 2 福島県内の災害廃棄物の処理における焼却施設及びモニタリング